

武藏村山市自立相談支援等業務及び就労準備支援等

業務委託プロポーザル審査委員会要領

(設置)

第1条 武藏村山市自立相談支援等業務及び就労準備支援等業務委託を実施するに当たって、当該業務の委託契約の相手方を選定するためのプロポーザル方式による契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、武藏村山市自立相談支援等業務及び就労準備支援等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業者選定に関すること。
- (2) 実施要領及び業務委託仕様書等の策定に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員4人で組織する。

2 委員は、健康福祉部長、同部福祉総務課長、同部生活福祉課長及び同部健康推進課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ健康福祉部長及び生活福祉課長の職にある委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月30日から施行する。